

喫煙できない場所を定めた条例が施行されます

受動喫煙を防止し、兵庫県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的に、平成24年3月に制定された「受動喫煙の防止等に関する条例」が、25年4月1日から施行されます。不特定または多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間）のあるすべての施設で、右表のとおり受動喫煙を防止するためのルールを定めたものです。

受動喫煙とは、たばこを吸わない人が喫煙者の煙を吸うことをいいます。喫煙者が吸う「主流煙」よりも、「副流煙」のほうが有害物質の含まれる量のはるかに多いため、周囲の人の健康にまで悪影響を及ぼします。喫煙することのできない区域では、たばこを吸わないでください。

対象施設	喫煙することができない場所
保育所、幼稚園、小・中・高校等	建物内全域、敷地内全域
病院・診療所・官公庁の庁舎等	建物内全域
大学、専修学校、薬局、劇場、映画館、演芸場等	建物内の公共的空間
公共交通機関、社会福祉施設、物品販売業店舗、金融機関、宿泊施設、飲食店、理容所、美容所等	建物内の公共的空間 ※当分の間、喫煙室を設ける等区域内分煙措置が認められています。

※詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

■禁煙を考えている方へ			
市内の医療機関で禁煙方法の相談ができます。	田尻内科循環器科（北条町古坂）	☎ ④ 7931	
安積医院（西剣坂町）	みのりクリニック（下宮木町）	☎ ④ 8470	
☎ ④ 0361	堀井内科医院（網引町）	☎ ④ 0150	

【問合先】 加東健康福祉事務所・企画課 **☎**0795-42-5111

予防接種を受けましょう

乳幼児期に受けた予防接種は時間が経過するにつれて効果が低下していきます。幼稚園・小・中・高校生で追加接種を行い、感染症から体を守りましょう。まだ予防接種を受けていない方は、3月末までに接種しましょう。接種費用は無料です。

■予防接種対象者

予防接種名		対象者（接種年齢）
麻疹・風しん混合予防接種	2期	平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ（幼稚園の学年に相当する年齢）
	3期	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ（中学校1年生に相当する年齢）
	4期	平成 6年4月2日～平成 7年4月1日生まれ（高校3年生に相当する年齢）
二種混合予防接種 （ジフテリア、破傷風を予防します）		11歳以上13歳未満（小学校6年生での接種が望ましい）

※麻疹・風しん混合予防接種後4週間、二種混合予防接種後1週間は他の予防接種を受けることはできません。

■接種方法

加西市指定医療機関に電話予約してください。指定医療機関は、市ホームページ等で確認してください。

■接種に必要な物

予約票（医療機関、健康課にあります）、母子健康手帳、体温計、健康保険証（本人確認のため）

■予防接種をして風しんを防ぎましょう

厚生労働省の平成24年風しん報告数は2,353例で、過去5年間で最多の報告数となっています。また、妊婦がかかったことにより、先天性風しん症候群で生まれてきた子どもは5例あり、過去に2番目に多い数です。今後も増加傾向が続くと予想されていますので、右のことを参考に予防しましょう。

- ・麻疹風しん混合ワクチンの定期予防接種対象者は、必ず予防接種をしましょう。
- ・妊婦への感染を防ぐために、風しんにかかっていない方などは、任意での予防接種をお勧めします。
- ・風しんの抗体について不明な場合は、主治医（妊婦は産婦人科医師）に相談しましょう。

【問合先】 健康課・健康係 **☎**④8723 FAX④7521 kenko@city.kasai.lg.jp

加西病院のコーナー

加西病院ホームページ <http://www.hospital.kasai.hyogo.jp>

小児科の非常勤医体制について

■小児科医の退職

加西病院小児科で1人常勤医として診療してきた部長医師が、開業のため3月末で退職することになりました。市民・患者の皆さんにとっても、病院にとっても大変残念なニュースです。

小児科は、平成18年に常勤医1人が開業のため退職した後、1人医師体制となっていました。以降、休日でも登院するなど熱心に地域小児医療に取り組んで来られました。

4月以降、小児科は非常勤医体制となり、曜日と時間を限定した外来診療になります。

■小児科勤務医はなぜいないのか？

「病院で働く医師が辞めるのなら、なぜ新しい医師が来ないのか」と、市民の皆さんは不思議に思われるかもしれません。その答えは「病院には、その病院で働くことを希望する医師しか赴任しない」のです。

この背景には、社会が医療に100%完璧な結果を求める風潮になってきたことや医師を取り巻く環境が大きく様変わりしてきたことなどがあります。

加えて小児科の特殊事情として、小児救急を守るため、少人数小児科を廃して、10人、20人の大規模小児科に集約する方向が小児医療界と国に是認されていることがあります。国は、小児科医の数が多い病院ほど入院診療報酬を高く設定し、小児科の集約を経営面から援護しています。

これらの流れから、少数医師が勤務する中小病院の小児科を維持するのが困難になってきました。制度的な流れに抗して、加西病院のような小さな規模の小児科に医師を確保するためには、医師個人が赴任を希望してくれるような条件を整えるほかありません。

近隣市では「住民が勤務医を大切にしたら医師が赴任してくれた」という成功体験が語られています。

■市民の力が必要です

小児科に常勤医師が居なくなると市民は困りますし、病院でも産婦人科、耳鼻科など関連領域の医療の医師に負担が強いることになります。

当院は、小児科の常勤医師に来てもらうため、医師が働きやすい業務支援体制や女性医師のための院内保育園・病児保育などを整え、赴任を希望してくださる医師を各方面に募る努力をしています。

当院に赴任を希望する医師を見つけるもう1つの力は市民の情報力です。

加西市出身の医師で、故郷の病院の小児科常勤医の不在を聞いて、加西病院で働いても良いと思う方がいらっしゃるなら、市役所や病院に知らせていただくことで、再び小児科常勤医を招聘できるチャンスが増えますので、皆様のご協力をお願いします。

（病院事業管理者・院長 山邊裕）



小児科外来診療室

国民健康保険高齢受給者証（4月1日以降分）を送付します

国の公的医療制度改正で70～74歳の方の医療費の窓口負担が4月以降、1割から2割へ引き上げられる予定になっていましたが、平成26年3月末までは1割負担が継続されることになりました。

4月1日以降にお使いいただく国民健康保険高齢受給者証を3月下旬に送付します。4月以降に受診される場合は、新しい高齢受給者証と保険証を窓口で提示してください。
なお、窓口負担が3割となっている方は、現在お使いの高齢受給者証を引き続きご利用ください。



■「こども医療費受給者証」を送付します

小学4年生からは、医療費受給者証が「乳幼児等医療費受給者証」から「こども医療費受給者証」にかわります。現在、「乳幼児等医療費受給者証」をお持ちで、4月に小学4年生になるお子さまの「こども医療費受給者証」を3月下旬に送付します。4月以降に受診される場合は、新しい医療費受給者証と保険証を窓口で提示してください。

【問合先】 市民課・国民健康保険係、福祉医療係 **☎**④8721 FAX④1792 shimin@city.kasai.lg.jp